

# 長期収載品（先発医薬品）の選定療養について のお知らせ

令和6年度の診療報酬改定に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくことになりました。

先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担とあわせてお支払いいただくこととなります。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要性があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

詳細は厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」をご覧ください。

令和7年5月  
社会医療法人ペガサス  
馬場記念病院